

大磯町は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 第 117 号）」第 7 条の規定に準じて、（仮称）大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業を特定事業として選定しましたので、特定事業選定の客観的評価の結果を公表します。

平成 27 年 8 月 10 日

大磯町長 中崎 久雄

（仮称）大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業に係る 特定事業の選定について

1. 事業内容

（1）事業名

（仮称）大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業（以下、「本事業」という。）

（2）対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
事業予定地	大磯町虫窪 53
施設概要	<p>リサイクル施設、可燃ごみ中継施設及び選別保管施設の 3 施設を一体として整備する。</p> <p>リサイクル施設：大磯町、二宮町から排出される容器包装プラスチック、ペットボトルを圧縮梱包処理する施設</p> <p>可燃ごみ中継施設：大磯町から排出される可燃ごみ（家庭系、事業系）及びリサイクル施設及び選別保管施設の可燃残渣、その他可燃ごみなどを平塚市環境事業センターへ運搬するための中継施設</p> <p>選別保管施設：大磯町から排出される以下の廃棄物を、リサイクル施設や可燃ごみ中継施設をはじめ、平塚市リサイクルプラザ、平塚市粗大ごみ破碎処理施設、（仮称）二宮町剪定枝資源化施設、資源化事業者や民間処理業者へ搬出するための選別・保管する施設。</p> <p>【選別保管施設の処理対象物】</p> <ul style="list-style-type: none">・容器包装プラスチック・ペットボトル・可燃ごみ・古紙・古布・剪定枝・ビン・廃食用油・空き缶類・不燃ごみ・金属類・粗大ごみ・有害ごみ・その他
施設規模	<p>本施設は以下の処理能力・量および保管容量を有するものとする。</p> <p>■リサイクル施設：</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル処理能力：2 トン/日 ・容器包装プラスチック処理能力：4 トン/日 ■可燃ごみ中継施設：47 トン/日 ■選別保管施設：提案による
施設の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル及び容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包機能 ・可燃ごみの中継機能 ・選別保管施設の処理対象物の選別・ストック機能 ・環境啓発機能
供用開始	平成 30 年 4 月 1 日（予定）

(3) 公共施設等の管理者

大磯町長 中崎 久雄

(4) 事業目的

大磯町は平塚市及び二宮町と廃棄物処理に関して広域処理を行っており、「1 市 2 町ごみ処理広域化実施計画」に基づいて、各市町にて施設整備及び運営を行っている。大磯町で整備するリサイクルセンターについて、DBO 方式で事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を図り、循環型社会の形成を推進していくことを目的とする。

(5) 事業手法

本事業は、DBO 方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、町は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業である。

本事業を実施する事業者として決定された企業又は企業グループ（以下、「民間事業者」という。）は、単独又は特定建設工事共同企業体を設立し、本施設の設計・施工を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）を設立し、20 年間にわたって運転・維持管理・補修等の業務（以下、「運営業務」という。）を行う。また、運営業務の一部として、本施設で積み替えた可燃ごみ、空き缶類、ビン、不燃ごみ、粗大ごみ、剪定枝等を、資源化先の各施設へ搬出する業務を行う。

2. 町が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、町の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びに公共サービスの水準に係る定性的評価を行い、VFM (Value For Money) の検討による総合的な評価を行うこととした。

(1) 定量的評価

定量的評価では、公設公営方式と、DBO 方式で実施する場合のコストの比較を行った。比較に当たり、提供されるサービス水準は同一とした。

① 前提条件

比較における主な前提条件は、以下のとおり設定した。本事業は DBO 方式であるため、民間による資金調達はなく、町の支払いスケジュールは公設公営と同様であることから、ライフサイクルコストベースの定量的評価を行った。

費目		公設公営方式	DBO 方式
事業期間		建設期間：特定事業契約締結から平成 30 年 3 月末まで 運営期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月末 (20 年間)	
施設規模		■リサイクル施設： ・ペットボトル処理能力：2 トン/日 ・容器包装プラスチック処理能力：4 トン/日 ■可燃ごみ中継施設：47 トン/日 ■選別保管施設：提案による	
施設整備費		PFI 導入可能性調査の結果をベースとし、DBO 方式の参考見積データで得られた数値を参考に、必要な補正を行い、算定。	DBO 方式の参考見積データをもとにした原単位の設定、先行事例 (DBO 方式の事例) における各種条件等を参考に、必要な補正を行い、算定。
運営委託費	人件費	PFI 導入可能性調査の結果をベースとし、算定。	
	維持補修費		
	用役費		
	車両費		
	その他経費		

② 評価結果

以上の前提条件により、公設公営方式と DBO 方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO 方式では 12.69% (税込総事業費) の公共財政負担を縮減することができる。

DBO 方式では、運営期間内における支払が平準化されることから、公設公営方式に比べて一部の時期に財政負担が偏るリスクを回避することができる。また、民間ノウハウの導入による施設整備費及び運営費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となる。

(2) 定性的評価

本事業では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に、以下のような効果が見込まれる。

① 3 機能一体かつ設計施工・運営一体の発注による効率的な事業の実施

リサイクル施設、可燃ごみ中継施設及び選別保管施設という 3 つの施設を、一体の施設として整備し、運営を行うことで、民間事業者のノウハウを活かす余地が単独施設での整備に比べて拡大する。さらに、設計・施工及び運營業務を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待される。また、民間事業者の持つ機械・設備に関するノウハウや創意工夫を活用することで、維持補修の合理化や施設トラブルに伴う稼働停止リスクの最小化等、事業の効率性、信頼性、サービス水準の向上が見込まれる。

② 民間事業者のネットワークを生かした多様な資源化の実現

本施設で発生する資源化物のうち、リサイクルルートが確立しているもの以外については出来る限り民間事業者に委ねることにより、公共が資源化を実施するよりも、より多様な資源化を行うことが期待できる。

③ 適切なリスク分担に基づく運営の長期委託・モニタリングによる質と効率の両立

従来の単年度契約での個別発注等による運営を、長期かつ包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となる。また、町と運営事業者の間でリスクを適切に分担することにより、適切なコストで質のいい施設を維持することが期待できる。加えて、民間事業者は業務遂行の状況を自らモニタリングし、継続的改善を行うことが期待され、質と効率の両立が図れる。

(3) VFM (Value For Money) の検討に基づく総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた公共財政負担の縮減、事業リスクの適切な分担及び民間事業者の運営ノウハウによるサービスの質の向上等を期待することができることから、VFM が得られると判断できる。

以上から、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 6 条の規定に準じ、特定事業として選定する。